

仙台市コラボヘルス推進連絡会議設置要綱

(平成 28 年 8 月 22 日 事務局長決裁)

(目的)

第 1 条 事業者と共済組合の協働体制（以下、「コラボヘルス」という。）を構築し、仙台市職員の健康づくりを推進するため、仙台市コラボヘルス推進連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) コラボヘルス推進に関する事業の推進に関すること
- (2) その他、データヘルス計画に関すること

(組織)

第 3 条 連絡会議は、別表 1 に掲げる職にあるものをもって構成する。

- 2 連絡会議に議長を置き、仙台市職員共済組合次長をもってこれに充てる。

(会議)

第 4 条 連絡会議は、必要に応じて、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、関係する職員等に会議への出席を求めることができる。

(作業部会)

第 5 条 議長は、必要に応じて、連絡会議に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、コラボヘルスの推進に関わる検討を行い、その結果を議長に報告するものとする。
- 3 作業部会は、別表 2 に掲げる職員で構成する。

(代理)

第 6 条 連絡会議の構成員がやむを得ない事由により出席できないときは、当該構成員の所属する部署の職員を代理として出席させることができる。

(庶務)

第 7 条 連絡会議の庶務は、仙台市職員共済組合において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 22 日から実施する。

別表1（第3条関係）

総務局人事課長
総務局労務課長
総務局厚生課長
教育局人事課長
水道局総務課長
ガス局総務課長
交通局総務課長
市立病院総務課長
仙台市職員共済組合事務局次長

別表2（第5条関係）

総務局厚生課
教育局人事課
水道局総務課
ガス局総務課
交通局総務課
市立病院総務課
仙台市職員共済組合事務局